

藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱

制 定 平成 13 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農水産業の経営の安定と発展を図るため、その事業を行うものに対し補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者等)

第 2 条 この要綱に基づき補助金（規則第 2 条に規定する補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けることができるものは、市税を納付する義務を負わない法人等を除き、市税の滞納がないものとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助の対象事業等)

第 3 条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分及び名称、補助対象経費並びに補助金の算定基準又は補助金の額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

2 第 1 項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、事業の性質等により、市長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

(補助金交付の申請手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上事業の着手前に申請することが困難であると市長が認めるときは、事業の着手後 1 月以内に交付申請書を市長に提出するものとする。

(1) 事業計画（内容）説明書

(2) 収支予算（計算）書（第 2 号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付申請書に記載すべき事項又は前

項の規定により交付申請書に添付すべき書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

3 第1項ただし書の規定に基づき事業の性質上事業の着手前に補助金の交付を申請することが困難であると市長が認める事業のうち、別表第2農業振興の部多面的機能支払事業にあつては事業の着手後6月以内に交付申請書を提出するものとする。

4 第1項の申請を行うにあたり、別表第2農業振興の部鳥獣保護管理対策事業、特定外来生物被害対策事業及びトップ経営体育成事業にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付決定等通知書（第3号様式。以下「交付決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付を決定した場合において、補助事業の性質上事業の経費があらかじめ確定しないものについては、補助金の額を交付の予定額とし、交付決定等通知書にその旨を記載するものとする。

（届出義務等）

第6条 補助事業者（補助事業を行うものをいう。以下同じ。）は、補助事

業に着手するときにあつては、事業着手届（第４号様式）を、完了したときにあつては、事業完了届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 第４条第１項ただし書及び同条第３項の規定に基づいて交付申請書を市長に提出した補助事業者は、当該交付申請書の提出と同時に事業着手済届（第４号様式の２）を市長に提出しなければならない。
- ３ 前２項の規定にかかわらず、補助事業の性質上市長が必要がないと認めるときは、事業着手届又は事業着手済届の提出を省略することができる。
- ４ 補助事業者は、前条第３項の規定に基づき補助金の交付決定を予定額で受けた場合において、補助事業が完了したときは、事業完了届に補助金の額の確定に必要な実績を記載し、当該実績を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。ただし、実績を証する書面の添付が必要ないと市長が認めるときは、この限りでない。
- ５ 市長は、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況を把握するための報告を随時求めることができる。

（事業の計画変更）

第７条 補助事業者は、補助事業の計画又は内容を変更しようとするときは、藤沢市農水産業振興対策事業計画（内容）変更承認申請書（第６号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、藤沢市農水産業振興対策事業計画（内容）変更承認等通知書（第７号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。
- ３ 補助事業者は、第１項の規定により計画又は内容を変更し、すでに交付された補助金の全部又は一部に残額が生じた場合は、市長が別に定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第８条 市長は、第５条第３項の規定により補助金の交付予定額を決定した場合において、第６条第４項の規定による事業完了届の提出があつたときは、内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付額確定通知書（第８号様式）により、補助事業者に通

知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、第6条第1項又は同条第4項に規定する事業完了届の提出を受けて、市長が補助事業の完了を確認した後に支払うものとする。ただし、第5条第3項の規定により補助金の交付予定額を決定した場合にあっては、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前項本文及びただし書の規定にかかわらず、別表第2に定める補助事業のうち次に掲げる事業の補助金の支払は、当該各号に定める支払時期及び支払方法により行うことができる。この場合において、第2号に掲げる補助事業を行う補助事業者は、補助事業の完了前に支払を受ける補助金に係る事業の進捗状況を、別に定める事業実績報告書により、市長に報告しなければならない。

(1) 農業振興の部湘南野菜生産育成事業の項中出荷団体育成事業 第5条第1項の規定により交付を決定した金額の2分の1ずつを前期分、後期分とし、前期分については毎年度5月末日まで、後期分については毎年度10月にそれぞれ支払う。

(2) 農業振興の部野菜生産出荷対策事業の項中市内市場出荷用ダンボール導入支援事業及び市内市場出荷用資材導入支援事業、同部湘南野菜生産育成事業の項中市内市場出荷用湘南野菜レンタルコンテナ導入促進支援事業 第5条第3項の規定に基づき補助金の交付の予定額を決定し、毎年度4月分から9月分までの補助金にあっては、その実績に基づき補助事業の完了前に当該6月分を一括で支払い、10月分から3月分までの補助金にあっては、4月分から3月分までの実績に基づき第8条の規定により交付金額を確定した後、当該交付確定金額から4月分から9月分までの補助金を控除して支払う。

3 第1項本文及びただし書並びに前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を、補助事業の完了前に支払うことができる。

4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る補助金の交付を受けて補助事業が終了したときは、藤沢市農水産業振興対策事業実績報告書（第9号様式。以下「事業実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けた後1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書（第10号様式）又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

ただし、前条第3項の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けた補助事業者については、事業完了届を提出した後1月以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業実績報告書に記載すべき事項又は前項の規定により事業実績報告書に添付すべき書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 別表第2農業振興の部鳥獣保護管理対策事業、特定外来生物被害対策事業及びトップ経営体育成事業にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、藤沢市農水産業振興対策事業消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(備付帳簿)

第12条 補助事業者は、事業の施行に関し必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 1 3 条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、取得財産等を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの処分をしてはならない。ただし、補助金の交付を受けたものが交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市農水産業振興対策事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、２００９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２００９年９月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、２００９年１２月８日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年６月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年６月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年８月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年９月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	名称		補助対象経費	算定基準又は補助金の額		
				団体営	小規模	市単
農業生産 基盤に関 する事業	農道	幹線	次に掲げる要件の一つ に該当するもの	10 分の 1.5 以内		
		一般	(1) 神奈川県から補助 事業として承認を受け た事業の事業費	10 分の 2.5 以内	10 分の 9 以 内	10 分の 9 以内
	暗きょ排水		(2) 市単独の補助事業	10 分の 2 以内	10 分の 7 以 内	10 分の 7 以内
	区画整理（整地工事 を含む。）		については、事業費 10 万円以上及び事業に係 る面積 2 ヘクタール以上の	10 分の 2 以内	10 分の 7 以 内	
	コンクリート畦畔		事業の事業費。ただし			10 分の 5 以内
	客土		、農道にあつては、幅 員 5 メートル、延長 100 メ ートル以上の事業	10 分の 3 以内	10 分の 7 以 内	10 分の 7 以内
	かんがい排水		(3) 災害復旧の範囲は	10 分の 2 以内	10 分の 7 以 内	10 分の 7 以内
	畑地かんがい		、(1) 及び(2) のほか市 長がそのつど定める。	10 分の 2 以内	10 分の 6 以 内	10 分の 6 以内
	機械揚水			10 分の 2 以内	10 分の 7 以 内	10 分の 7 以内
	確定測量			10 分の 2 以内	10 分の 10 以内	10 分の 10 以内
	農地集団化 （換地計画）			10 分の 2 以内	10 分の 10 以内	10 分の 10 以内
	取水施設防災対策				10 分の 8 以 内	
	農業用水汚濁対策				10 分の 8 以 内	
	水田転換特別対策			10 分の 1 以内	10 分の 7 以 内	
	農道舗装			10 分の 3.7 以内		
	災害復 旧	農地		10 分の 2 以内		10 分の 7 以内

	施設	10 分の 2 以内		10 分の 8.5 以内
	特定かんがい排水事業	10 分の 3.5 以内	10 分の 10 以内	10 分の 10 以内
	農業用水路しゅんせつ			10 分の 8 以内

別表第2（第3条関係）

区分	名称	補助対象経費	算定基準又は補助金の額
農業振興	環境保全型農業推進事業	環境への負荷を抑える農業設備、資材等を導入する際に要する経費	2分の1以内
	水田保全事業	藤沢市水田保全事業奨励金交付要領第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たす者が実施する水稻栽培に要する経費	水稻栽培を行う水田1平米当たり50円以内
	鳥獣保護管理対策事業	捕獲された有害鳥獣（アライグマ、ハクビシン又はクリハラリスに限る。）の処分に要する経費	2分の1以内
	特定外来生物被害対策事業	捕獲された特定外来生物（アカミミガメに限る。）の処分に要する経費	2分の1以内
	農業制度資金等利子補助事業	かながわ都市農業推進資金及び農協営農資金の借入利子相当額	4分の1以内。ただし、認定農業者は2分の1以内とする。（融資実行から5年間）
	農業研修受入支援事業	新規就農希望者の研修を受け入れる際に要する経費	研修生1人当たり3万円以内
	農業後継者支援事業	農業後継者が経営を継承していくために必要な施設の整備等に要する経費	2分の1以内（ただし150万円を上限とする。）
	農福連携促進事業	農業者が福祉施設等に農作業を委託する際に要する経費	1日当たり3,000円以内
	農業技術習得支援事業	就農おおむね10年目までの農業者が農業技術等の習得に要する経費	2分の1以内（ただし1人当たり2万円を上限とする。）
	トップ経営体育成事業	神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付要綱第3条	3分の1以内（ただし1,000万円を上限とする。）

		に規定する補助事業を、かながわ農業版MBA研修を修了した者が行う際に要する経費	
	宮原地域活性化対策事業	宮原地域活性化拠点施設の維持管理等に要する経費	10 分の 10 以内
	産地競争力強化事業	市内産農産物の競争力強化のための農業施設、設備、機械、資材、種苗等の導入に要する経費	2 分の 1 以内
	藤沢市ビニールハウスフィルム張替事業	市内産農産物を生産する園芸用ビニールハウスフィルムの張り替えに要する経費	2 分の 1 以内（ただし 150 万円を上限とする。）
	遊休農地解消費助成事業	遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する経費	開墾した農地面積 1 平米当たり 50 円以内
	農業用機械等導入支援事業	遊休・荒廃農地の解消又は発生の抑制に係る農業施設、設備、機械、資材等の導入に要する経費	2 分の 1 以内（ただし 150 万円を上限とする。）
	野菜生産出荷対策事業	農協共販出荷用資材導入支援事業	農協共販出荷用ダンボール、結束テープ、包装用ビニール袋及び包装用パックの購入に要する経費
野菜生産出荷対策事業	市内市場出荷用ダンボール導入支援事業	市内市場出荷用ダンボールの購入に要する経費（市内生産者の購入に限る。）	100 分の 25 以内
湘南野菜生産育成事業	市内市場出荷用資材導入支援事業	市内市場出荷用結束テープ、包装用ビニール袋及び結束機の購入に要する経費（市内生産者の購入に限る。）	100 分の 25 以内

	市内市場出荷用 湘南野菜レンタル コンテナ導入 促進支援事業	湘南野菜出荷推進協議会 員（うち、市内生産者に 限る。）及びさがみ農業協 同組合藤沢地区が行う市 内市場出荷用レンタルコン テナの使用に要する経費	100 分の 25 以内
湘 南 野 菜 生 産 育 成 事 業	出荷団体育成 事業	湘南野菜出荷推進協議会 が行う地産地消推進事業 に要する経費	100 分の 25 以内
業 野 菜 価 格 安 定 事業	野菜の価格が 著しく低落し たときに生産 者の損失を補 填するため、 一般社団法人 神奈川県野菜 価格安定資金 協会が行う神 奈川県野菜価 格安定事業の 資金造成に要 する経費	6 分の 1 以内	10 分の 5 以内
多面的機能支払事業		平成 26 年 4 月 1 日 25 農振 第 2254 号農林水産事務次 官依命通知多面的機能支払 交付金実施要綱（以下この 項において「実施要綱」と いう。）で国が定める農地 維持支払交付金に係る取り 組みに要する経費及び資源 向上支払交付金（施設の長 寿命化のための活動を除 く。）に係る取り組みに要 する経費	定額（実施要綱別紙 1 第 3 に 定める対象農用地について次 の①に掲げる地目ごとの交付 単価をそれぞれ該当する対象 農用地の面積に乗じて得た金 額と実施要綱別紙 2 第 3 に定 める対象農用地について②に 掲げる地目ごとの交付単価を それぞれ該当する対象農用地 の面積に乗じて得た金額の合 計金額とする。）

				① <table><tr><td>地目</td><td>10 アール当たり</td></tr><tr><td>田</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>250 円</td></tr></table> ② <table><tr><td>地目</td><td>10 アール当たり</td></tr><tr><td>田</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>1,440 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>240 円</td></tr></table> ただし、②については実施要綱別紙 2 第 6 の 2 (1) のイ、又はエに該当する場合は規定に基づき減額する。	地目	10 アール当たり	田	3,000 円	畑	2,000 円	草地	250 円	地目	10 アール当たり	田	2,400 円	畑	1,440 円	草地	240 円
	地目	10 アール当たり																		
	田	3,000 円																		
	畑	2,000 円																		
	草地	250 円																		
地目	10 アール当たり																			
田	2,400 円																			
畑	1,440 円																			
草地	240 円																			
		実施要綱で国が定める資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動に限る。）に係る取り組みに要する経費	定額（実施要綱別紙 2 第 3 に定める対象農用地について、次に掲げる地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た合計金額とする。） <table><tr><td>地目</td><td>10 アール当たり</td></tr><tr><td>田</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>400 円</td></tr></table>	地目	10 アール当たり	田	4,400 円	畑	2,000 円	草地	400 円									
地目	10 アール当たり																			
田	4,400 円																			
畑	2,000 円																			
草地	400 円																			
家畜防疫対策事業		家畜伝染病予防注射等推進事業	牛、豚又は鶏の監視伝染病を予防し、又は予察するために行う検査、投薬又は予防接種等に要する経費																	
畜産業振興	家畜防疫対策事業 家畜改	家畜衛生対策事業	家畜の飼養環境を衛生的に保つために使用する防虫、消毒又は消臭等の薬剤等の購入に要する経費																	
4 分の 1 以内																				

	良増殖事業 (乳牛資質改良事業)	乳量の増産と乳質の向上を図るために行う生産力の高い供卵牛の導入又は受精卵移植その他乳牛の資質改良に要する経費	3分の1以内	3分の1以内
	家畜改良増殖事業 (肉豚資質改良事業)	肉質の向上を図るために行う原種豚の導入又は人工授精その他肉豚の資質改良に要する経費	3分の1以内	3分の1以内
	後継乳牛生産支援事業	乳牛の後継牛を生産するために行う種付等に要する経費	3分の1以内	3分の1以内
	畜産経営環境整備事業 (環境対策)	畜産の経営に係る環境対策又は家畜の飼養に必要な畜舎及び付帯設備等の改修又は設置に要する経費	2分の1以内	2分の1以内
	畜産経営環境整備事業 (畜産経営)	畜産業の経営又は畜産物の加工又は販売等に必要な設備機器等の改修又は設置に要する経費	2分の1以内	2分の1以内
	漁場保全対策事業	漁業協同組合の実施する漁場の廃棄物除去処理活動に要する経費	3分の1以内	3分の1以内
水産業振興	漁獲共済掛金事業	漁業協同組合が操業する定置網漁業に係る災害や事故等による損害を補償する漁獲共済への加入に要する経費	2分の1以内	2分の1以内
	魚介類放流事業	漁業協同組合が実施する魚介類の放流に要する経費	10分の9以内	10分の9以内

	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	神奈川県地域協議会が行う 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に要する経費	事業費の10分の1.5以内
--	---------------------	---	---------------

第 1 号様式（第 4 条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付申請書

年 月 日	
藤沢市長	
所 在 地 名 称 代表者氏名	
次のとおり藤沢市農水産業振興対策事業補助金を受けたいので、藤沢市補助金交付規則第 3 条及び藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	
4 事 業 概 要	
5 着手（予定）年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添 付 書 類	
8 納税確認に係る同意	藤沢市農水産業振興対策事業補助金申請に当たり、私に係る藤沢市市税条例による市税の納付状況について貴職が権限で調査することに同意します。 名 称 代表者氏名

第2号様式（第4条関係）

収支予算（計算）書

（収入の部）

区	分	収入（予定）額	摘	要

※藤沢市からの収入以外の収入があるときは、その収入の負担者、負担方法を摘要欄に記入してください。

（支出の部）

区	分	支出（予定）額	摘	要

第3号様式（第5条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付決定等通知書

年 月 日 （令和 年） 様 藤沢市長 氏 名 （公 印 省 略） 年（令和 年） 月 日付けで交付申請のあった藤沢市農水産業振興対策事業補助金については次のとおり決定したので、藤沢市補助金交付規則第4条及び藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。							
1 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない						
2 事 業 名	事 業						
3 施行場所							
4 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
5 条 件							
6 指 示							

第4号様式（第6条関係）

事業着手届

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 次のとおり届けます。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 着 手 年 月 日	年 月 日
(事務処理欄)	

第4号様式の2（第6条関係）

事業着手済届

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 次のとおり届けます。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

第5号様式（第6条関係）

事業完了届

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 次のとおり届けます。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日
5 補助金交付決定を予定額で受けた場合の実績	(実績を証する書面を添付してください。)
(事務処理欄)	

第6号様式（第7条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業計画（内容）変更承認申請書

藤沢市長	年 月 日
住 所 名 称 代表者氏名	
年 月 日付けで補助金交付決定のあった藤沢市農水産業振興対策事業について次のとおり計画（内容）を変更したいので、藤沢市補助金交付規則第6条及び藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 変 更 事 業 費	
4 変 更 期 日	
5 変更完了年月日	年 月 日
6 添 付 書 類	
（事務処理欄）	

第 7 号様式（第 7 条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業計画（内容）変更承認等通知書

年 月 日 （令和 年） 様 藤沢市長 氏 名 （公 印 省 略） 年（令和 年） 月 日付けで変更承認申請のあった藤沢市農水産業振興対策事業については次のとおり決定したので、藤沢市補助金交付規則第 6 条及び藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。							
1 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない						
2 事 業 名	事 業						
3 変更補助金額	百	十	万	千	百	十	円
4 条 件							
5 指 示							

第 8 号様式（第 8 条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付額確定通知書

年 月 日 (令和 年) 様 藤沢市長 氏 名 (公 印 省 略) 年 (令和 年) 月 日付けで完了報告のあった藤沢市農水産業振興 対策事業補助金については次のとおり交付確定したので、藤沢市農水産業振興対策事業補助 金交付要綱第 8 条の規定により通知します。							
1 事 業 名	事 業						
2 交付確定金額	百	十	万	千	百	十	円
3 条 件							
4 指 示							

第 9 号様式（第 10 条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業実績報告書

年 月 日 藤沢市長 住所 名称 代表者氏名 年 月 日付けで補助金交付決定のあった藤沢市農水産業振興対策事業を次のとおり実施したので、藤沢市補助金交付規則第 8 条及び藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。							
1 事業名	事業						
2 施行場所							
3 事業費	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日	年 月 日						
6 完了年月日	年 月 日						
7 経過と内容							
8 添付書類							
(事務処理欄)							

第10号様式（第10条関係）

収支決算書

（収入の部）

区 分	収入（予定）額	決算額	増減(△)	摘 要

（支出の部）

区 分	支出（予定）額	決算額	増減(△)	摘 要

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

藤沢市農水産業振興対策事業消費税仕入控除税額報告書

			年	月	日
藤沢市長					
			住	所	
			名	称	
			代表者氏名		
年 月 日付けで補助金交付決定のあった藤沢市農水産業振興対策事業に係る消費税仕入控除税額について、藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。					
1	補助金の確定額	金	円		
2	消費税の申告の有無	有 ・ 無			
(2 で「無」を選択の場合は以下不要)					
3	仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税			
(3 で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)					
4	補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円		
5	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円		
6	補助金返還相当額（5 から 4 の額を差し引いた額）	金	円		
7	添付書類 積算内訳				